

このお知らせは全生徒に配布していますが、対象者（非課税世帯、生活保護世帯、災害・病気・事故・失職・廃業・勤務先の業績悪化等による家計急変〈非課税世帯相当〉）以外は書類提出不要です。ご了承ください。

令和2年7月15日

保護者の皆様へ

沖縄県立浦添高等学校長  
(公印省略)

## 令和2年度奨学のための給付金の支給に関する手続きについて

平成26年度の入学者から、生活保護受給世帯及び住民税（道府県民税及び市町村民税）所得割額非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に奨学のための給付金が支給されることとなりました。

当該制度は、**返還不要の給付金**で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは別制度です。

給付を受けるためには申請が必要ですので、支給対象に該当する保護者等は、下記のとおり申請をお願いいたします（裏面及び別紙チラシ参照）。

なお、保護者等の委任がある場合には、給付金を代理受領し、保護者等が授業料以外に負担する教育費（学校校納金等）に充てることが可能です。希望される方は委任状の提出をお願いいたします。

### 記

1. 給付対象者 : 平成26年度以降の入学者
  - ① 県民税及び市町村民税所得割非課税世帯
  - ② 生活保護（生業扶助）受給世帯
  - ③ **家計急変により①相当となった場合**  
**（専用の申請書、家計急変を証明するための資料等の提出が必要）**
2. 提出書類 : 裏面参照
3. 提出期限 : 令和2年7月28日（火）
4. 提出先 : 浦添高等学校事務室
5. 留意事項
  - (1) 正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなる場合があります。
  - (2) 生活保護の受給状況や扶養者の状況は7月1日現在を基準とします。  
**（新入生に対する一部給付及び家計急変世帯への支援については除く）**

### <沖縄県外に在住の方>

この制度は、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となっていますので、該当する場合は、お住まいの都道府県教育委員会にご確認ください。

<問い合わせ先> 浦添高等学校 事務室  
担当者 新垣（あらかき） TEL: 098-877-4970

## 令和2年度 沖縄県高等学校等奨学のための給付金について

高等学校等の生徒に係る授業料以外の負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、高等学校等に在籍する生徒の保護者等に対し奨学給付金を支給します。

### 〔申請資格〕 令和2年7月1日(基準日)において、次の要件を満たしている方

要件	(1) 高校生等が、平成26年4月1日以降の新入生であること。 (2) 保護者等が、沖縄県内に住所を有していること。 (3) 高校生等が、高等学校等を卒業又は修了していない者であること。(専攻科に在学している者は除く) (4) 保護者等が、生活保護の高等学校等就学費が措置されている者、又は道府県民税及び市町村民税所得割を課税されていない者であること。  以下の①～③に該当する場合は、対象になりません。 ① 他の都道府県から、同種の給付金の給付を受けている者 ② 高校生等が7月1日現在休学している場合。ただし、病気その他やむを得ない理由により休学し、休学の期間が短期間である場合はこの限りではない。 ③ 高校生等が児童養護施設等に入所又は里親に養育を委託されており、措置費(見学旅行 又は特別育成費)の支給対象となっている場合
対象校	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)及び専攻科
給付回数	一人の高校生等につき年1回、通算3回(定時制・通信制課程の高校生等は4回)を上限とする。学び直し支援金の補助対象者は、加えて1回受給することが可能(定時制・通信制課程は2回)専攻科支援金の補助対象者は、2回受給することが可能(修業年限が1年の場合は1回)

※災害・事故・病気等により就労困難、保護者の失職(定年退職は除く)・廃業、勤務先の業績悪化による収入の大幅な減少等の場合、**家計急変**として申請を行うことができます。この場合、離職票、給与明細、税理士または公認会計士による証明等の書類が必要となりますので、事務室までご連絡ください。

### 〔給付金支給額〕

世帯区分		支給額(年間)		支給対象経費	
生活保護受給世帯のうち、生業扶助を受給している世帯		国公立	32,300円		授業料以外の教育に必要な経費
県民税・市町村民税非課税世帯	高等学校等の通信制課程以外の課程に在籍している高校生等	高校生等が「第1子」	国公立	84,000円	
		高校生等が「第2子以降」	国公立	129,700円	

・家計急変による給付金の支給額も非課税世帯と同額(第1子84,000円、第2子以降129,700円)

・オンライン学習の通信費に係る誓約書を提出した場合、+10,000円上乗せ(非課税世帯・家計急変のみ)

※「第1子」:

- ・世帯に扶養されている15歳以上23歳未満(中学生を除く)の兄弟姉妹がいない者
- ・世帯に扶養されている15歳以上23歳未満(中学生を除く)全員が通信制課程以外の高等学校に在籍する高校生である場合、その第1子である者

※「第2子以降」:

「第1子」以外の者

### 〔提出書類〕

世帯区分	提出書類
共通	・高校生等奨学給付金受給申請書(家計急変は別様式) ・債権者登録申請書 ・振込口座の写し(銀行名、支店名、フリガナ及び口座番号がわかるもの)
生活保護受給世帯のうち、生業扶助を受給している世帯	・「生活保護法の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書」または生業扶助の措置状況がわかる証明書(7月1日以降の発行)
県民税及び市町村民税所得割非課税世帯	・世帯の県民税及び市町村民税所得割額が分かる書類(保護者全員の令和2年度課税証明書)
県民税及び市町村民税所得割非課税世帯で、高校生等が「第2子以降」となる者	・15歳以上23歳未満(中学生を除く)の子を2人以上扶養していることがわかる書類 ※健康保険証の写し ※扶養誓約書(国民健康保険の場合のみ追加で提出必要)
家計急変(災害・失業・廃業等により非課税世帯相当)	学校事務室までご連絡ください。専用の申請書をお渡しします。
※希望者のみ	・委任状(給付金を学校校納金等に充てること) ※高等学校等の長が保護者等に代わって給付金の一部又は全部を受領し、当該保護者等が授業料以外に負担する教育費(学校校納金等)に充てることを、当該高等学校等の長に委任する場合のみ提出(沖縄県立高等学校に限る。)  ・オンライン学習の通信費に係る誓約書(非課税世帯または家計急変のみ) ※家庭学習を行うために自宅で使用するインターネット回線、タブレット・スマートフォン等通信費のための給付(10,000円)を希望する場合

# 沖縄県高等学校等奨学のための給付金（非課税世帯または生活保護世帯）

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成 26 年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

令和2年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。

- (1) 保護者等（親権者）の令和2年度の県民税及び市町村民税の所得額が「0円」（非課税）、または生活保護（生業扶助）受給世帯
- (2) 保護者等（親権者）が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学している
- (4) 生徒が、平成 26 年 4 月 1 日以降に、高等学校等に入学している



## ○支給額（返還の必要はありません）

世帯状況		給付額（年額）
生活保護受給世帯（生業扶助受給世帯）		32,300 円
非課税世帯 ↓	通信制課程以外の課程に在籍する第 1 子	84,000 円
	通信制課程以外の課程に在籍する第 2 子以降 ※ 15 歳以上 23 歳未満の兄弟姉妹がいる場合	129,700 円

非課税世帯は「オンライン学習の通信費に係る誓約書」を提出した場合、+10,000 円上乗せ

## ○提出書類

- ① 高校生等奨学給付金受給申請書（様式 1-1）
- ② 非課税世帯→保護者全員の令和2年度課税証明書  
生活保護受給世帯→生活保護受給証明書
- ③ 健康保険証の写し（15 歳以上 23 歳未満（中学生を除く）の扶養されている兄弟姉妹がいる場合）
- ④ 扶養誓約書（国民健康保険の場合必要）
- ⑤ 債権者登録申請書（別添様式）
- ⑥ 振込口座の通帳の写し（銀行支店名、口座名義、口座番号の記載された部分）
- ⑦ 委任状（給付金を学校校納金の未納分に充てる際に必要）
- ⑧ オンライン学習の通信費に係る誓約書（オンライン学習の通信費 10,000 円の給付を希望する場合）

提出書類	生活保護（生業扶助）受給世帯	非課税世帯	
		対象生徒が第 1 子	対象生徒が第 2 子以降
① 高校生等奨学給付金受給申請書	○	○	○
② 令和2年度課税証明書（保護者全員分）		○	○
生活保護受給証明書	○		
③ 健康保険証の写し			○
④ 扶養誓約書			該当者のみ
⑤ 債権者登録申請書	○	○	○
⑥ 振込先口座の通帳の写し	○	○	○
⑦ 委任状	希望者のみ	希望者のみ	希望者のみ
⑧ オンライン通信費に係る誓約書	希望者のみ	希望者のみ	希望者のみ

## ○問い合わせ先

浦添高等学校事務室 担当者 新垣（あらかき） TEL:098-877-4970

## 沖縄県高等学校等奨学のための給付金(家計急変)

※災害・事故・病気等により就労が困難、保護者の失職(定年退職は除く)・廃業または勤務先の業績悪化による収入の大幅な減少等、家計が急変したことで給付金の申請を希望する場合は事務室までご連絡ください。申請書も別様式(様式1-4)となります。

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成26年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

令和2年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。

(7月以降の家計急変は申請の翌月(申請が月初めの場合申請の月)の1日)

- (1) 家計急変により保護者等(親権者)の県民税・市町村民税所得額が非課税世帯相当となった
- (2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学している
- (4) 生徒が、平成26年4月1日以降に、高等学校等に入学している

### ○提出書類

- ①高校生等奨学給付金受給申請書(様式1-4)
- ②保護者等保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類  
離職票、雇用保険受給資格者証等 破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか
- ③家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類  
課税証明書の写し(家計急変前)  
会社作成の給与明細、直近の給付明細書(家計急変後)  
税理士又は公認会計士の作成した証明書類(家計急変後)
- ④保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類  
扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族分の健康保険証の写し扶養親族の記載が省略されていない課税証明書
- ⑤健康保険証の写し(15歳以上23歳未満(中学生を除く)の扶養されている兄弟姉妹がいる場合)
- ⑥扶養誓約書(国民健康保険の場合)
- ⑦債権者登録申請書(別添様式)
- ⑧振込口座の通帳の写し(銀行支店名、口座名義、口座番号の確認のため)
- ⑨委任状(給付金を学校校納金の未納分に充てる際に必要)
- ⑩オンライン学習の通信費に係る誓約書(任意)  
※災害などに起因しない離職(定年退職など)は、家計急変の対象となりません。  
※生活保護の生業扶助の受給者は給付金の支給対象にはなりません。  
※状況に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

### ○支給額(返還の必要はありません)

世帯状況		給付額(年額)
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第1子	84,000円
	通信制課程以外の課程に在籍する第2子以降 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	129,700円

※オンライン学習の通信費に係る誓約書を提出した場合、+10,000円上乘せ

### ○問い合わせ先

浦添高等学校事務室 担当者 新垣(あらかき) TEL:098-877-4970